

# 牛肉の放射性物質検査(2019年2月27日以降)の概要

## 1. 検査方法など

- (1) 検査主体 (株)富山食肉総合センター
- (2) 検査対象 県外牛(出荷毎に1農場1頭以上検査)
- (3) 採材場所 富山食肉総合センター(射水市新堀 28-4)
- (4) 採材部分及び量 頸部(首の周辺)500g以上
- (5) 検査機器 NaIシンチレーション検出器(検出限界20Bq/kg)によるスクリーニング検査
- (6) 適合条件 国の定める基準値(100Bq/kg)の1/2(50Bq/kg)未満の測定値をもって適合とする
- (7) 再検査 基準値の1/2(50Bq/kg)以上の値が出た場合は、県が再検査し結果を公表

## 2. 検査の流れ

